

第173号議案  
長崎市市民センター条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正案の概要	1～2
2 施設の概要	3～5
3 施設の運営状況	5
4 指定管理者の状況	5
5 指定までのスケジュール	6
6 条例新旧対照表	7～10



## 1 条例改正案の概要

### (1) 改正理由

ア 市内に5か所設置している市民センターのうち、古賀地区市民センターは、県から譲与を受けた旧県立西陵高等学校東長崎分校跡を活用して平成19年11月に開設した。

また、平成28年4月から指定管理者制度を導入し、当該地域の団体の代表者等で構成される古賀地区市民センター運営委員会が管理運営を行っている。

古賀地区市民センターの調理室については、地域住民の利用がごくわずかで、利用実績のほとんどが障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人による利用であるため、一般の利用に供する「公の施設」としてはなじまないと判断し、条例上廃止することとして、古賀地区市民センターから切り離そうとするもの。

イ 利用料金を指定管理者の収入として収受させることにより、施設の管理運営にあたり指定管理者の自主的な経営努力が発揮しやすくなり、また、市及び指定管理者の会計事務の効率化を図ることができるため、利用料金制を適用するもの。

### (2) 主な改正内容

ア 古賀地区市民センターの調理室の項目を削除

イ 第10条に規定する「利用料金」について

(ア) 第1項の規定に「長崎市古賀地区市民センター」を加え、第4項により指定管理者に利用料金を収受させる。

(イ) 第2項に規定する利用料金の別表第2に「長崎市古賀地区市民センターの利用に係る基準額」の表を加える。

(現行)  
長崎市古賀地区市民センターの使用料

区分		金額 (1時間につき)
研修室	1	円 335
	2	115
	3	230
	4	230
	5	115
	6	115
	7	230
多目的室		314
調理室		314
体育館		639



(改正後)  
長崎市古賀地区市民センターの利用に係る基準額

区分		金額 (1時間につき)
研修室	1	円 335
	2	115
	3	230
	4	230
	5	115
	6	115
	7	230
多目的室		314
体育館		639

※調理室の項目を削除

(参考) 調理室の利用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用可能日数	359日	359日	359日	360日
利用実績	208回	198回	219回	213回
障害福祉サービス事業所による利用	200回	191回	214回	209回
一般利用	8回	7回	5回	4回

(3) 施行期日

令和3年4月1日

## 2 施設の概要（長崎市古賀地区市民センター）

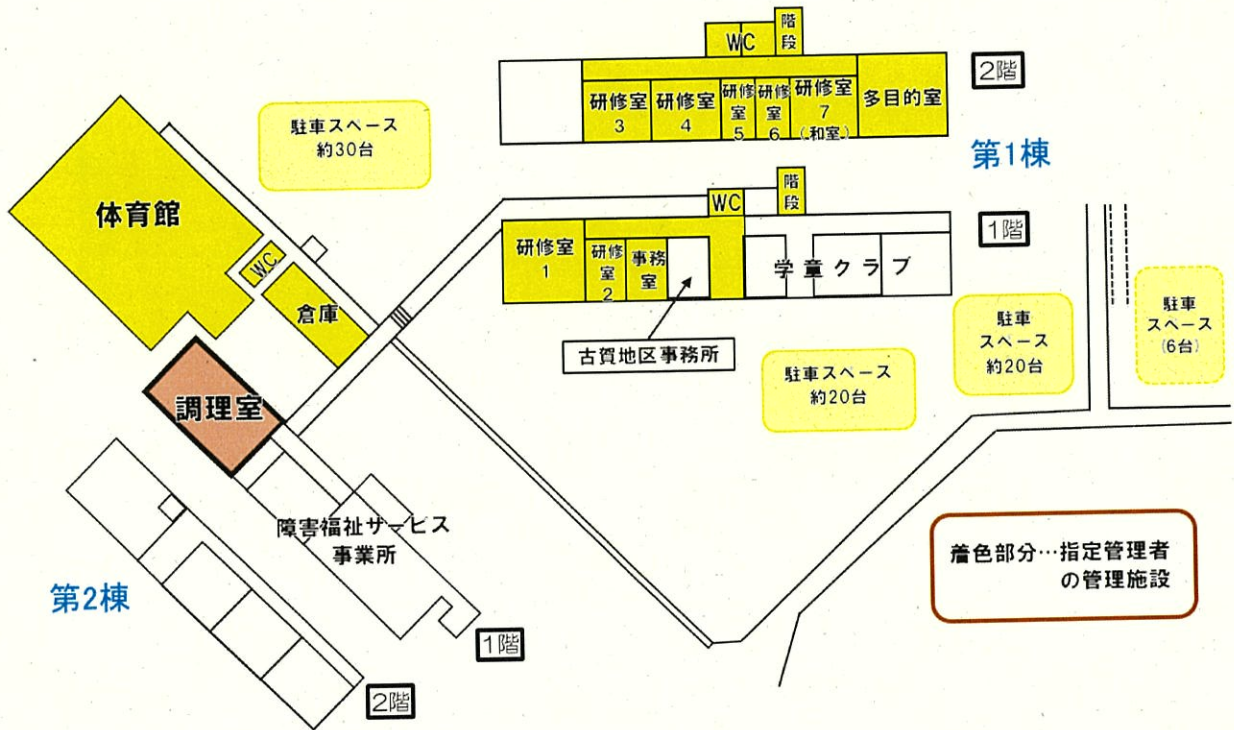
### (1) 位置図



### (外観写真)



(2) 平面図 (配置図)



(3) 設置状況

所在地	長崎市古賀町 948 番地 1			
設置年月	平成 19 年 11 月			
主な状況	施設区分	第 1 棟の一部	体育館	第 2 棟の一部
	構造	鉄骨造 2 階建	鉄骨造 1 階建	鉄骨造 2 階建
	建築年月	平成 6 年 3 月	昭和 59 年 3 月	昭和 54 年 10 月
	延床面積	933.61 m <sup>2</sup>	480.00 m <sup>2</sup>	126.90 m <sup>2</sup>
	施設内容	【1F】 事務室、トイレ、 研修室 1～2 【2F】 研修室 3～7、 多目的室、トイレ	体育館、ステージ	調理室

(4) 設置目的

市民にコミュニティ活動の場を提供し、もって住みよい地域社会づくりの推進に資するため

(5) 開館時間 午前9時から午後9時までの時間帯を基本とし、1日12時間以上

(6) 休館日 年末年始(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで)

### 3 施設の運営状況

(1) 利用者の推移 (人)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
31,900	32,344	34,397	34,632

(2) 指定管理委託料 (千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
5,768	5,768	5,768	5,821

(3) 使用料収入 (千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1,555	1,636	1,674	1,730

### 4 指定管理者の状況

(1) 現在の指定管理者及び指定期間

ア 指定管理者 古賀地区市民センター運営委員会

イ 指定期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(2) 選定方法 非公募

## 5 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和2年11月	11月議会	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">条例改正</div> 議案審査  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定団体に仕様書等を提示</li> <li>・ 予定団体から必要書類を受領</li> <li>・ 指定管理者候補団体の選定</li> </ul>
令和3年2月	2月議会	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">指定管理者の指定</div> 議案審査 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">債務負担行為の設定</div> 補正予算議案審査 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">当初予算</div> 議案審査（指定管理委託料）



## 6 条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（使用料）</p> <p>第7条 利用の許可を受けた者（長崎市三重地区市民センター及び長崎市南部市民センターに係るものを除く。）は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第8条～第9条（略）</p> <p>（利用料金）</p> <p>第10条 利用の許可を受けた者（長崎市三重地区市民センター又は長崎市南部市民センターに係るものに限る。）は、市民センター（長崎市三重地区市民センター又は長崎市南部市民センターに限る。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>第11条～第20条（略）</p>	<p>長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（使用料）</p> <p>第7条 利用の許可を受けた者（長崎市三重地区市民センター、<u>長崎市南部市民センター</u>及び長崎市古賀地区市民センターに係るものを除く。）は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第8条～第9条（略）</p> <p>（利用料金）</p> <p>第10条 利用の許可を受けた者（長崎市三重地区市民センター、<u>長崎市南部市民センター</u>又は長崎市古賀地区市民センターに係るものに限る。）は、市民センター（長崎市三重地区市民センター、<u>長崎市南部市民センター</u>又は長崎市古賀地区市民センターに限る。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>第11条～第20条（略）</p>

(市長による管理)

第21条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第5条第1項、第6条、第10条第1項及び第3項、第11条、第14条並びに別表第2の規定の適用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第1項中「市民センター（長崎市三重地区市民センター又は長崎市南部市民センターに限る。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第2に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第2中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第5条第2項、第10条第2項及び第4項並びに前条後段の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

第22条 (略)

別表第1 (第7条関係)

1～2 (略)

(市長による管理)

第21条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第5条第1項、第6条、第10条第1項及び第3項、第11条、第14条並びに別表第2の規定の適用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第1項中「市民センター（長崎市三重地区市民センター、長崎市南部市民センター又は長崎市古賀地区市民センターに限る。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第2に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第2中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第5条第2項、第10条第2項及び第4項並びに前条後段の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

第22条 (略)

別表第1 (第7条関係)

1～2 (略)

3 長崎市古賀地区市民センターの使用料

区分		金額 (1時間につき)
研修室	1	円 335
	2	115
	3	230
	4	230
	5	115
	6	115
	7	230
多目的室		314
調理室		314
体育館		639

備考

1～2 (略)

3 長崎市古賀地区市民センターの体育館を部分的に利用するときの使用料は、市長が別に定める。

4 長崎市古賀地区市民センターの体育館の利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

2 (略)

別表第2 (第10条関係)

1～2 (略)

第3項 削除

備考

1～2 (略)

第3項 削除

第4項 削除

3 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

2 (略)

別表第2 (第10条関係)

1～2 (略)

3 長崎市古賀地区市民センターの利用に係る基準額

区分		金額 (1時間につき)
研修室	1	円
		335

	2	115
	3	230
	4	230
	5	115
	6	115
	7	230
多目的室		314
体育館		639

備考

1～2 (略)

3 長崎市三重地区市民センター又は長崎市南部市民センターの多目的ホールを部分的に利用するときの金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

4 長崎市三重地区市民センター又は長崎市南部市民センターの多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる金額(備考2の適用があるときは、当該適用後の金額)の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

備考

1～2 (略)

3 長崎市三重地区市民センター若しくは長崎市南部市民センターの多目的ホール又は長崎市古賀地区市民センターの体育館を部分的に利用するときの金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

4 長崎市三重地区市民センター若しくは長崎市南部市民センターの多目的ホール又は長崎市古賀地区市民センターの体育館の利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる金額(備考2の適用があるときは、当該適用後の金額)の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の長崎市市民センター条例の規定に基づき長崎市古賀地区市民センターの利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。